

法律コラム：面会交流について（2015.1 執筆）

多数の面会交流事件に取り組んでいます。面会交流とは、離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行うことです。

面会交流に関しては、平成24年4月より面会交流が明記された改正民法766条が施行されて子の利益を最優先すべきことが明文化され、平成25年3月28日には重要な3つの最高裁決定がなされる等実務が急速に動いています。

それなりの事情があって別居・離婚に至った父母において、お互い話し合っただけで面会交流を進めることは、現実問題として決して簡単なことではありません。当事者同士で協議ができないときには家庭裁判所へ面会交流調停を申し立てることとなりますが、面会交流調停申立は平成15年の4203件から平成24年には9954件と約2.4倍に急増しています。また、調停で合意が成立しなければ、審判に移行することが大多数ですが、審判事件も同様急増しています。いかに当事者間での協議・調整が難しい問題であることを表しているといえるでしょう。

解決には、第三者による面会交流支援が要請されます。実際に行われる面会交流における直接的支援、それから父母に対し、将来、如何にして適切な面会交流が実現するかについて必要な情報を提供しアドバイスする支援が肝要です。現在、家庭裁判所では主として当事者助言用のDVDや絵本を活用する取組が行われています。ただ、紛争性の高い事件等ではその教育的効果には一定の限界があるようです。また、行政では、前述の民法改正を受けて厚生労働省が、面会交流支援事業を母子家庭等就業・自立支援センターの事業の一部として位置づけました。一部の地域のセンターでは支援が開始していますが、ようやくその需要を認知し始めたという段階であり、その実施地域も支援内容も不十分です。さらに、民間による面会交流支援としては、その中心的なものとして公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）があります。当職も実際にFPIC大阪ファミリー相談室を訪問してその支援状況を視察しましたが、物的人的資源の不足が課題となっていました。こ

のように裁判所、行政、民間それぞれにおいて面会交流支援の気運の高まりはみられるものの、現在行われている支援は未だ不十分と言わざるを得ませんし、実際現場においてもそのように実感します。

そもそも面会交流の主役は子ども自身であり、その面会が子どもの福祉と成長に資するものであるかについて、子どもを中心に据えて個別に検討していくべきことが原則です。離別した父母間の感情的対立や高葛藤によってその原則が歪まされるべきではありません。そのために、当職としては、依頼者の方には必要十分な情報・法的アドバイスを提供し、適宜法的手続きを執っていくことはもちろんのこと、これまでの経験を活かしながら、必要があれば個別に実際の面会交流にも立ち会い、また相手方当事者と積極的に面談の機会を設けて事情聴取をする等して各事件個々の背景事情を丁寧に検証し、柔軟な対応・多角的な調整を行うよう心がけ、また面会交流事件特有の障害の除去に努めるようにしています